

日本陸連・福岡陸協の「年度更新登録」(継続)に関する注意事項(2026.01.09)

【共通事項】

- *2月末～3月初旬にかけて、日本陸連の登録システムが、オープンになってから数日後に、福岡陸協の登録もオープンします。HPで告知しますので、両方のオープンを確認して、「更新登録」を始めてください。
- *加入団体申請、個人申請ともに、5月末までに「申請」「承認」(福岡陸協)「決済手続き(クレジット or コンビニ)」「済」(陸連)までの手順のすべてを終えてください。3～5月にかけて、申請状況が混みあう為、決済手続きを確認後に、順次「登録番号」を付与していきます。2週間程度の時間を要します。連絡をお待ちください。各種返金等の都合を考慮し、個人登録に関しては、クレジット決済を推奨します。
- *団体会員の登録申請は、団体の管理者が、入力代行をしていると思いますが、特に「生年月日」「名前」(漢字の間違い)「よみがな」(最新のローマ字表記を含む)「審判有資格者」の登録区分の間違いに注意をして再確認後に申請をください。
- *登録申請が完了後、必ず、登録会員本人が、日本陸連のマイページをご自身で開設し、自身の登録状況を確認してください。小学生は保護者が、中学生以上は本人が確実にマイページを見る能够性を有するようIDとパスワードの更新・管理をするようにしてください。

間違った入力をしている場合は、次の手順で修正をお願いします。

- ① 福岡陸協に修正点をメールにて一報を入れる。(メール文面に、誤⇒正を明記する。)
- ② 福岡陸協の確認後、日本陸連に福岡陸協から連絡を入れる。修正後、日本陸連から連絡が福岡陸協にくる。福岡陸協から登録者に修正完了の連絡を入れる。

要注意:重要【禁止事項】

JAAF IDは、個人1人1人に対して、生涯に1つのIDが付与されます。団体から退会した人のIDの転用や上書きをして、他の人を登録することはしないでください。個人の記録が抹消されたりします。不正登録が見られたりすると、団体登録自体が取り消される場合があります。

要注意:登録内容

- ① 団体代表者名(会長や理事長、社長、校長など)
- ② 問い合わせ先(団体管理者、web管理者等、顧問)
- ③ 住所(福岡県内の活動拠点となる団体関係者の住所) 例 会社、学校:郵送物送付や地区割に使われます。)
- ④ 電話番号(日常の試合の申し込みや登録確認ができる方:緊急の場合もあるのでつながる携帯電話)
- ⑤ eメール(連絡事項を送受信し、対応できる方のアドレス)

【新規】(小学生) *理事会で協議予定

*小学生は、日清全国小学生陸上競技交流大会県大会参加の5,6年生のみ、陸連登録を行っていましたが、県内各地の記録会等で日本陸連エントリーシステムを活用する競技会は増えており、アスリートビブスと選手の照合に要する時間を削減するためにすべての選手の陸連登録と福岡陸協登録をお願いしています。推奨しています。

*また、アスリートビブス取得の際に登録はするものの、年度更新の登録がなされず、継続しているかが不明であること、更新登録料を福岡陸協に納入していない例が見られています。

*そこで、すべての小学生に、日本陸連登録及び福岡陸協登録をお願いします。(現時点では、推奨段階) 2027年4月からは完全移行実施を考えています。(福岡陸協として)

【新規】(中学生)＊理事会で協議予定

＊中学生においては、①学校、②クラブ、③個人の登録の仕方があります。現在は、①と②の二重登録を認めています。今後、中学校の部活動で試合に出にくくなることを想定して、①と③の例などを検討中です。その際には、競技会の参加資格や参加制限の検討など、準備が整うのと合わせて実施を考えています。

＊必要によっては、高校生の登録方法の拡大も視野に入れています。現在、高校生は個人登録を既に受付けています。

＊部活動地域展開によって、クラブへの移行が進めば、将来的には、②と③の登録を視野に入れています。

【加入団体(クラブ等)の移籍・新設】

＊すでに加入の団体(クラブ等)から、退会した場合は、退会の手続き(福岡陸協に申し出、承認を受け、マイページで自身の最新の状況に更新されていること)を済ませたのち、新しい加入団体(クラブ)への移籍を行ってください。

(小学生の場合)

HPのメニュー⇒登録・申請⇒小学生登録・ビブス申請について⇒その他にある「退会確認書」もしくは「登録抹消届」を受けて、所属者本人及び保護者の申し出を受けて、旧所属の管理者が福岡陸協に同書類を添付し提出し申し出ます。(移籍の場合は、移籍先のクラブが判明している場合はその旨も記載してください。

(その他の団体所属の中高校生及び一般登録者の場合)

上記と同様の「退会確認書」もしくは「登録抹消届」を所属者本人及び保護者の申し出を受けて、同書類を添付し、退会する登録会員をメールで福岡陸協に申し出ます。福岡陸協で除名の処理を行います。

※団体は、無理な引き留めや無理な移籍をすることがないように、加入者の意思を尊重するようにする。管理者が会員の意思を聞かずに、勝手に退会連絡を福岡陸協に行った場合の対応は、処分の対象となる。(不適切な運営として、クラブ存続にかかる審議の対象とする。)

＊新しい加入団体(クラブ)を立ち上げる場合は、設立要件である①5名以上の登録者、小中学生を対象として含む場合②公認審判員、③公認指導者も加入団体に存在することが条件です。その際に、②③は他の加入団体(クラブ)と兼ねること(掛け持ち)はできず、各加入団体(クラブ)毎に有資格者が必要です。また、②と③は、同じ人でも構いませんが、競技会に参加する際は、競技役員をすることを条件に競技会への参加が認められるケースも今後増えてくることから、現実的には競技会の際の指導が難しくなること前提に団体の在り方をご検討ください。

＊中学生においては、①学校、②クラブ、③個人の登録の仕方があります。①と②の二重登録を認めています。その際は、①と②のどちらが1巡目でどちらが2巡目という決まりはありません。クラブ登録が1巡目の場合は中学校登録が2巡目になる旨を中学校陸上部顧問に管理者もしくは中学生本人がお伝えください。

退会や所属変更があった場合は福岡陸協にメールを送ってください。

退会手続き完了後に次の移籍先から登録申請をするなど次の登録がスムーズにいくように、ご協力ください。